

「常陸国風土記」の「古老」と中国の「古老」

加藤 有子

はじめに

「常陸国風土記」の冒頭は以下のように記される。

常陸の國の司の解。古老の相伝ふる旧聞を申す事。国郡の旧事を問ふに、古老の答へて曰はく、古は、相摸の国足柄の岳坂より以東の諸の県は、惣べて我姫の国と称ひき。

本稿では、この冒頭に見られる「古老相伝」と「古老(答)曰」の語を中心に論じていく。この「常陸国風土記」の「古老」に関して論じる前に、『続日本紀』和銅六年五月甲子条の宣命を示す。

その郡の内に生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・

魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。

この『続日本紀』の宣命を見るに、それまでの日本においては主に文字化されていなかった資料が多かったことが想定できる。多くは口承による資料であつたろう。これらに関しては既に多くの言及がある。また、この宣命を糸口にした『風土記』全体の編纂や成立に関する論も多い。さらに、本稿が取り上げる「古老」^(まろ)に関しても、古くは山田直巳氏の「規範としての「古老」以降、数多く記されてきている。

それらの既出論文をうけ、本稿では特に文字化されていなかった資料たちを「史籍に載」する段階を考察してみたい。

「史籍に載」す、つまり文字化するということは、当然文字世界の背景を抱え込むことになる。その背景とは、古代日本

においては、主に中国や韓半島から渡ってきた文献である。つまり「常陸国風土記」が記載される際の、記述する人間の知識や下地となっていた、それらの文献の内容も同時に考えていかなければ、本当の解釈につながっていかないのではないかと考える。

一、「地誌」と「古老相伝」

先の『続日本紀』の引用に見られる「史籍に載」せるといふ作業を、単純に言うなら「地誌を作成せよ」とする解釈がある。『風土記』全体の編纂や成立論と「地誌」との関係は諸氏に論があるが、「常陸国風土記」に限定して考えた場合、漢籍の「地誌」との関係に触れたのは、おそらく、折口信夫が「風土記の古代生活」で、

常陸風土記は、藤原の都から奈良朝にかけて流行してゐて漢文体で作られた小説と同じ様な態度で、作られてゐる傾きが見える。其は、支那の小説・地誌類にも、同じ態度は見えるが、此は更に甚しい。

とするのが早いだろう。また小島憲之は「常陸国風土記」に關して「漢籍にみえる地誌述作の手法の影響をみのがすことができない」と述べている。これらの解釈をうけて神尾登喜子は「常陸国風土記」地名起源伝承考―「古老相伝」をめ

ぐって―」で、「宣命で記すところの「古老相伝」という語は中国地誌の援用である」とし、『水經注』などの用例をあげ、

『常陸国風土記』においても、中国地誌における伝承の編集方法がとられているとみてよい。この慣用的表現に続いて示される内容が、伝承であることを示しているのである。

として^(注)いる。「古老相伝」が中国地誌の「慣用的表現」とする解釈である。しかし、神尾氏があげた用例は「古老相伝」の使用例のほんのごく一部に過ぎず、「慣用的表現」とする根拠がいまいである。また小島氏が類似表現を指摘する『漢書』「地理志」においても、また、それ以降の唐までの正史の「地理志」においても「古老相伝」の語は一度も用いられていない。「常陸国風土記」が「地誌」を参考にしたという点に關しては同感であるが、「古老相伝」という語が「地誌」の慣用表現と言え、根拠は明確でないと見える。

本節では、これらの言及を承け、中国の主に「地誌」とよばれる文献から「常陸国風土記」の「古老相伝」を考察してみたい。最初に注目されるのは、小島氏や神尾氏以下の諸氏が指摘する『水經注』であろう。

次にあげるのが『水經注』に「古老相伝」と用いられる部

分である。全体のうち、後半部にその用例が多いのが特徴である。つまり黄河より揚子江の支流の河川水に用例が多い。

(ア) 古老相傳言、嘗有人乘車於池、忽過大風、飄之于水、有人獲其輪桑乾泉、故知二水潛流通注。

(卷一三・瀑水)

(イ) 古老相傳、謂之劉備征吳所築也。(卷三四・江水)

(ウ) 古老相傳、昔人以杖撞地、輒便成井。

(卷三八・資水)

(エ) 古老相傳、言未有登其峰者。(卷三八・湘水)

(オ) 古老相傳、言漢家舊城、漢稱猶存、知是節侯故邑也。(卷三八・湘水)

(ア) (オ) は水の周辺の地形や地名を伝えたものである。

先に神尾氏は「中国地誌における伝承の編集方法」とするが、『水經注』にはこの五例のみである。「続いて示される内容が、伝承であることを示している」点には問題はないだろう。

(ウ) には「常陸国風土記」に見られる穿井伝承に近い例も見受けられるが、その他の用例ではほとんど地名発祥譚や説話などの要素が感じられない。参考までに「古老」の同義語「故老」は、「稽故老人之言」しかない。

また、「古老」では他に、「古老言」が二例、「古老傳言」と「詢古老」が各一例ある。「常陸国風土記」の「古老」の

用例二十一例に比べると、はるかに少ない。ほとんどの内容は簡略で説話的要素は含まれない。うち、次に示す「古老傳言」は比較的、起源伝承と呼べるだろうか。

古老傳言、昔有思婦、夫官于蜀、屢愆秋期。登此山絕望、憂感而死、山木枯悴、鞠爲童枯。鄉人哀之、因名此山爲女觀焉。葬之山頂、今孤墳尚存矣。(卷三四・江水)

ここには「因名爲」とある。『水經注』全般として「名の由来や起源」(名号の所由)は多く記されるが、「古老」の登場する文脈にはむしろ少ない。明確なのはこの一例のみである。

また、『水經注』では「伝える」主体が他にもある。「父老相傳」「父老傳言」「父老泣曰」が各一例、「父老傳」「長老傳言」「長老云」が各一例、また「老嫗」や「耆老」など、多くの者達が「伝」えている。それらの「伝」える内容は右の用例に示した内容と大きな隔たりは感じられない。「常陸国風土記」で「伝える」者が「古老」に集約している点は、『水經注』との比較では特異に見える。

本節では主に『水經注』をとりあげて「常陸国風土記」を考えようとしてみた。「常陸国風土記」の「古老」(父老)と『水經注』の「古老」を比較した場合、短い文章で土地の伝

承を記録する点に関しては等しいが、影響関係を指摘するま
ではいたらない。

それでは、それ以外の文献ではどのように表現されている
だろうか。

二、正史や四書五経と「古老相伝」

まず、正史を比較してみたい。古代日本において、中国の
正史は必須学問であったのは今更言うまでも無い。

唐までの正史に「古老」される例を「常陸国風土記」と比
較すると、数としては、

中国の正史 ……十一例（注も含む）

常陸国風土記 ……二十一例

となる。中国の正史での用例の少なさに驚かされる。うち、
八例が「古老相伝」（含む「古老相承」）である。残り三例の
うち二例は注の、反切「古老反」、残り一例は『隋書』「裴仁
基伝」の「古老訊之、考其行事」である。

つまり、唐までの正史の「古老」は、そのほとんどが「相
伝」する者として記される。「常陸国風土記」に見られる
「古老答」「古老云」「古老言」「古老曰」「古老語」などのつ
ながりもない。また「地理志」にはない。

次に、唐以前の正史の「古老相伝」の一覧を示すと、

1 『漢書』 ……一例（唐以降の割注）

2・3 『後漢書』 ……二例（二例とも唐初頭の割注）

4 『宋書』 ……一例

5 『魏書』 ……一例

（6 『北史』 ……一例・『魏書』にほぼ同じ）

7 『南史』 ……一例（別に8 『南史』「古老相承」あり）

のようである。最初に、1 『漢書』・2 『後漢書』は注のみ
に「古老相伝」は引用される。本文にはない。つまり、『漢
書』『後漢書』の本文が記される頃にはまだ「古老相伝」と
いう様式が正史には存在しなかったと言える。

正史において、時代的に最も早く「古老相伝」が用いられ
たのは4 『宋書』（編は梁代）や5 『魏書』（編は北齊代）の
六朝期と言える。5の『魏書』「尒朱榮列伝」を例示する。

秀容界有池三所，在高山之上，清深不測，相傳曰祁連
池，魏言天池也。父新興，曾與榮遊池上，忽聞簫鼓之音。
新興謂榮曰「古老相傳，凡聞此聲皆至公輔。吾今年已衰
暮，當為汝耳。汝其勉之。」

（6 『北史』「尒朱榮伝」でも内容ほぼ同じ）尒朱榮は北魏末
の大臣の名で、契胡人。「至公輔」とは将来大臣の位に就く

ことをいった言葉であろうか。ここでの「古老」は、池にまつわる伝承を伝える者である。

4 『宋書』・5 『魏書』とも「古老相伝」以下は短い一文であり、「伝える」内容とは「瑞」の内容や何かの前触れをあかすことである。言ってみれば、人外の存在と人となをつなぐ関係にある存在と言えよう。前節でみた『水經注』（北魏の成立）のあり方に近い。

次に2 『後漢書』の注は唐の初頭成立。古代日本人も解釈の際に参考にしていただろう。

至秦始皇兼天下，燔詩書，殺術士，〔一〕師古曰「燔，焚也。今新豐縣溫湯之處號愍儒鄉，溫湯西南三里有馬谷，谷之西岸有阮，古老相傳以為秦阮儒處也。」〔陳王列傳〕陳蕃

2 『後漢書』は「秦阮儒」とは「焚書坑儒」のこと。唐の初頭には「焚書坑儒」の場所がこのように「古老」によって「相伝」されているというのである。「常陸国風土記」の土地の伝承を伝える点に近いものが見える。

次に、3 『後漢書』の用例を示す。
乃乘土船，從夷水至鹽陽。〔三〕荆州圖（副）曰「中略」古老相傳，此泉元出鹽，于今水有鹽氣。縣西一獨山有石穴，有二大石並立穴中，相去可一丈，俗名爲陰陽石。陰石常濕，陽石常燥。」

〔南蠻西南夷列傳〕南蠻

右の「俗名爲」とあるのは、「常陸国風土記」に見られるような地名を説明するあり方に近い。この注に所引の「荆州圖」は他の資料から見ると「地誌」のようである（『水經注』でもこの本文部分を引用している）。

また、8 『南史』では、

古老相承云「洲滿百，當出天子」〔梁本紀下〕元帝釋

とある。先の4 『宋書』・5 『魏書』と同じ短い一文で大きな事件の前触れを伝える、人知を越えた言葉としてある。

次に辞書では同義に扱う「古老」を見てみよう。「古老」は正史には注も含めて七十四例見られ、「古老」（十一例）の七倍近い。ほとんどの「古老」は「伝える」表現をあまりもたないため、ここでは多くは示さない。

うち「古老相伝」は正史には一例のみで、『後漢書』の注所引「湘州營陽郡記」の「山下有舜祠，古老相傳，舜登九疑」である。また『魏書』「崔挺伝」〔北史〕「崔挺伝」に、

故老曰「此嶺上，秋夏際，常有暴雨有。相傳云是龍道、恐此觀不可久」

ともある。この二例は土地の伝承を伝えている。しかし七十四例中、多くの「故老」は「相伝」しない。

そのような中で特異なのが、『史記』注所引の『括地志』である。そこには九例「故老傳」「故老云」があり、「古老」はない。土地の伝承を伝える。「常陸国風土記」の地名起源譚や名称起源譚などを思わせる例も多い。抜粋して示す

- ①括地志云「鼻亭神在營道縣北六十里。故老傳云、舜葬九疑，象來至此，後人立祠，名為鼻亭神」(五帝本紀第一)
- ②括地志云「堯門山俗名石門、雍州三原縣西北三十三里。上有路，其狀若門。故老云堯鑿山為門，因名之。」

(秦本紀第五)

- ③括地志云「伏龍祠在同州馮翊縣西北四十里。故老云漢時自徵穿渠引洛，得龍骨，其後立祠，因以名為伏龍。今祠頗有靈驗有也。」(河渠書第七)

- ④括地志云「今俗名潁山泉。源出山之東谷。源出山之東谷。其側有古人居處，俗名為潁墟，故老云是潁考叔故居，即酈元注水經所謂潁谷也。」(鄭世家第十二)

右の①③は「〜はどこそこにあり」「名と〜為す」という形式を持っていることが注目される。『括地志』そのものが「故老」によって地理を伝える形式を多く持つ書物であったのだろう。

ところで、正史では右にあげてきた以外に、「父老相伝」は四例、「長老相伝」が三例ほどある。「耆老相伝」はない。前節の『水經注』同様、「伝える」主語は多様に存在するが、正史で最も多く「相伝」するのは「古老」だと言える。

これに関して、小泉道氏は日本古代文学において「伝える者」「伝える形」が多様にあることを、「古代伝承の用語——(相)伝」「古老」など——であげているが、

なぜ「古老」なのか。「古老」を標準語として用いることとした用語意識は？

という疑問を投げかけている。国内の問題に関しては小泉氏の論文に詳しい。これを『水經注』や中国の正史との比較でみた場合、「相伝」する主体といえは、「古老」が最も一般的であったことが要因と言えるかもしれない。

また、古代日本人が正史と共に学んでいた「四書五経」においても見てみよう。

『四書五経』で、「古老」は反切の「古老の反」が最も多い。それを除くと『尚書』の注に「王肅云古老成人皆謂賢也」(『尚書』「盤庚上」)など他ある。いずれも「常陸国風土記」の表現と類似しない。

また、「故老」は「古老」に比べると用例が多いが、反切や「老子」関係の文脈が多い。うち『毛詩』小雅・節南山之

什の「正月」に「彼召故老 訊之占夢」とあるのは、「故老」の代表的な用例と言えるが、これも「常陸国風土記」のような土地の伝承を伝える者としての存在とは異なる。

本節では「常陸国風土記」の「古老」と中国の正史と四書五経に見られる「古老」のあり方を比較してみた。

正史の「古老相伝」の用例としては、ある場所の伝承を語るのが三例あり、いずれも唐の初頭の記述である。「瑞」をあかしたり、何かの前兆を伝えるのが三例あり、六朝から唐の初頭にかけてである。中でも「常陸国風土記」の「古老」を考える上では、稿者は『後漢書』『南蠻伝』所引の『荊州圖』が参考になると考えた。

また、「古老」の同義語の「故老」の用例は非常に多いが「故老相伝」は少ない。「故老」では『史記』所引『括地志』が「常陸国風土記」に表現が近いことがわかった。

「常陸国風土記」の「古老」と、これら中国の正史本文の「古老相伝」と「古老」「故老」を比較した場合、直接の影響関係を指摘できる表現は見受けられなかった。

しかし、正史の注所引「地誌」の断片から近い表現が見られるように、「常陸国風土記」成立頃には、正史とは別の形態で「古老」（故老）の伝える文献が多数存在し、その表現に影響を与えていたであろう。

三、類書や仏教関係書などの「古老相伝」

「常陸国風土記」と同時代の類書と云えば『藝文類聚』や、やや下る『初學記』などがあげられる。まず『藝文類聚』から見ていこう。「古老」は、

晋安帝紀曰。吳隱之性廉操。為廣州刺史。界有一水。謂之貧泉。古老云。飲此水者。廉士皆貧。隱之始踐境。先至水所。酌而飲之。因賦詩以言志。若使夷齊飲。終當不易心。清操逾厲。

（水部下）泉

とある。右は「貧泉」の名の由来と来歴を述べる（『晉書』^(注)になし）。また、同内容を別記録から再録し、「古老云」が「父老云」（職官部・六刺史）とある。「古老」と「父老」が近い関係にあることが言える。

次に「古老相伝」の用例をあげよう。正史と同じく「古老」の用例は「相伝」するものが多い。

(A) 劉楨京口記曰。(中略) 有人鼻形。着崗西頭。有口在上。而鼻在下。方圓數尺。狀如樵土。古老相傳。因名下鼻。今無復鼻。厥口猶在。

（地部 州部 郡部）地部「岡」

(B) 武昌記曰。(中略) 有金牛岡。古老相傳云。有金牛

出此岡。岡今半崩。坑深數丈。牛踐墮邊。遺迹尚存。

〔地部 州部 郡部〕地部「岡」

(C) 荊州圖副(中略)有高筐山。古老相傳。堯時大水。

此山不沒。如筐篋。因以爲名。〔山部上〕總載山

(D) 臨海記曰。郡西北有白鶴山。(中略)古老相傳云。

此山昔有晨飛鶴。入會稽雷門鼓中。於是雷門鼓鳴。

洛陽聞之。孫恩時。斫此鼓。見白鶴飛出。翱翔入雲。

此後鼓無復遠聲。〔鳥部上〕白鶴

(E) 臨海記曰。郡東南有白石山。高三百餘丈。望之如雪。

山上有湖。古老傳云。金鵝所集。八桂所植。下有溪

谷。金光煥然。事具桂部。〔鳥部中〕鵝

(A)と(B)は岡の名の起源を伝える。(C)も山の名の起

源。(E)は山上の湖の状態を伝えている。これらからは、

第一節で用例を示した『水經注』よりも地名の説明部分が多

少増えてきている。

また(C)を除き、いずれも「○○記」である。(C)の

「荊州圖副」も含め「地誌」的内容によめる。^{注11)}

また、右の他に「父老相傳」四例、「故老相傳」四例、「蒼

老相傳」一例などある。更に「○○記」に関して見ると、

「故老相傳」では「始興記」(地部)、「華山記」(山部上)、

「東陽記」(水部下)から引用している。

これらの「○○記」に関しては、多くが散佚しており、全

文を読むことができない。これは前節の『史記』の注所引の『括地志』のあり方と類似している。

ところで、これらの「○○記」に関して注目したのが橋本雅之氏である。橋本氏は「古風土記がめざしたもの―「古老相傳」を手がかりとして―」で、これら「藝文類聚」所収の「○○記」を用例として示し、「記」という文体に関する様々な用例をあげ、

「古老相傳」がどのような漢籍の中にみられるかを手がかりとして考えてきた結果、漢籍における「記」にたどりついた。和銅官命が「古老相傳」を要求項目の中に含む意味は、このような漢籍の受容の上にあると考えるべきである。そしてそのような視点からこの官命を見直すべしと、それは「記」の作成、すなわち日本地理志の作成を意図したものであったらうと思われる。

と述べる。橋本氏は漢籍の「古老相傳」や「記」に関する文献から『風土記』の編纂や成立を詳細に論じており、学ぶべきものが多い。しかし、前述したように、中国の正史「地理志」に「古老相傳」はない。「地理志」とは直結しない。

これらの「○○記」の「古老」の傾向は『初學記』にも見ることが出来る。『初學記』では、「古老相傳」は一例、「古老傳」が一例見られ、いずれも地名を説明する。

(F) 錢塘記曰。去邑十里有詔息湖。古老相傳。昔秦始皇

巡狩。經塗暫憩。因以詔息爲名。(地部下・湖)

(G) 荊州記曰。(中略)又云。益陽縣有金井數百。古老

傳有金人以杖量地。輒便成井。意者疑是昔人採金。

謂之金井。(地部下・井)

また、「古老」より「父老」が多いのが特徴的である。

(H) 劉道眞錢塘記曰。明聖湖在縣南。父老相傳。湖中有

金牛。古嘗有見其映寶雲泉。照耀流精。神化莫測

遂以明聖爲名。(地部下・湖)

(I) 盛弘之荊州記曰。隋郡北界厲鄉村。村南有重山。山

下有一穴。父老相傳云。神農所生林。西有兩重壑。

內有週圍一頃二十畝地。中有九井。神農既育。九井

自穿。(地部下・井)

(J) 王韶之始興記。勞口東岸。口東岸。有石四方。高百

餘仞。其狀如臺。注云。父老相傳此石。昔有三人伐

木以作橋。於石頂戲。見數窳還。(寶器部・錢)

うち(H)が地名の起源を伝える。また、他に「華山記」に

「父老傳云」(地理上・華山)、「永嘉記」に「父老傳云」(地

部下・湖)などもあり、

(K) 戴延之西征記曰。板渚津。津南原上有厄井。父老云。

漢祖與楚戰。敗走逃此井。追軍至。見兩鳩從井中出。

故得免厄。因名厄井。(地部下・井)

といった井の名の由来が見られる。その他「長老相傳」が二

例、「故老傳云」「父老曰」「古嘗舊言」がそれぞれ一例ある。

『藝文類聚』『初學記』を通して見ると、橋本氏も指摘する

「○○記」の引用が圧倒的に多い。いずれも地方のことを記

す文献かと思える。

また、「相伝」する主体が「古老」と「父老」とがだいた

い同等であることが指摘できる。本節冒頭の『藝文類聚』

「水部下」泉の同内容異表現に見られることである。

更に、右の類書の用例をみていくと湖や井などの水辺の伝

承を伝える例も多い。「常陸国風土記」にも類似の傾向を見

い出すことができる。第一節にみた『水經注』が古来重視さ

れてきたように、「地方」を記録する際に、水の伝承の重要

性を強く感じさせられる。

これら類書以外にも「古老相伝」の用例は多い。

『遊仙窟』の冒頭近くに、

古老相傳云「此是神仙窟也。人跡罕及，鳥路纔通」

とある。ここで「古老相傳」は、非常に伝奇的な内容を伝え

る。また「人跡が罕」であるから、中央から遠く離れた場所であろう。

これに近い表現は、不思議と仏教関係書に多い。

次に僧伝や、『廣弘明集』に見られる「古老相伝」の用例をあげる。紙幅の都合上、仏教周辺の文献に約十例近くある「古老」のみの使用例や「長老相傳」一例、「耆老相傳」二例などの用例は省いた。「故老相傳」はない。

(L) 古|老相傳云。上有佳精舍。得道者居之。雖有石橋跨澗而橫石斷人。〔高僧傳〕「習禪」竺曇猷

(M) 乃擯高往河北林陽堂山。山古|老相傳云。是群仙所宅。高徒歎三百。往居山舍。神情自若禪慧彌新。忠誠冥感多有靈異。〔高僧傳〕「習禪」釋玄高

(N) 上有石孟。逕數丈許。水深六七尺。常有清流。古|老相傳云。是群仙所宅。群僊飲水不飢因絕粒。〔高僧傳〕「亡身」釋僧群

(O) 又有經藏。夾縛無數。古|老相傳。盡初結集並現存在。雖外佛法屢遭誅殄。

〔續高僧傳〕「譯經篇四」本傳・京大慈恩寺釋玄奘傳
(P) 聞古|老相傳云。昔漢高祖。應二十四氣。祭二十四山。〔廣弘明集〕「辯惑篇」唐沙門釋明・上立法事「決破」

右のうち (L) 「空中聲」や (M) (N) 「群仙」などは人

界と離れた世界を「伝える」のが「古老」である。また、(P) は別世界との交流を「伝える」と言えるか。^(注1)「常陸国風土記」の「古老」の文脈に見られる起源譚の要素は低い。

また、『法苑珠林』にも五例ほど「古老相伝」がある。うち、感通篇「聖迹部第二」は(O)と、破邪篇「妖惑亂眾第四」は(P)とはほぼ内容が重複するため、例示しない。

(Q) 或云。漢明所立或云魏孝文帝栽植。古|老相傳互說不同。如何為實。答云俱是二帝所作。

(R) 道俗目見咸驚訝其神鬼所造。其下不測其底。古|老相傳。塔從地涌出。下有大水。莫委真虛。有刺史疑僧濫飾。乃使人傍基掘下。至泉源猶不見其際。〔敬塔篇〕「隋懷州妙樂寺塔」

(S) 至如秦川武功一塔。古|老相傳。名曰育王。三十年中一度出現。〔敬塔篇〕「維明西域所造之塔」

いずれも地名の起源は伝えず、また伝奇的傾向は(R)にやや見られるか。

仏教関係書での「古老」は、第二節の正史中にある、「瑞」をあかしたり、何かの前兆を伝える三例にも近いとも言えるが、より僧伝類の方が「伝奇」的な要素を強く含んでいる。また、やはり中央ではなく「地方」の土地や建物を記す文脈

に多い。

この第三節では、類書や仏教関係書周辺の「古老」や「古老相伝」の傾向を探ってみた。それらの中では、類書所収の「○○記」を中心とする文献が最も「常陸国風土記」の「古老」のあり方に近いと言える。また、仏教関係書にも用例は多い。

おわりに

本稿では、「常陸国風土記」に見える「古老相伝」と「古老」の語が中国の文献にどのように使われるか、主に起源譚の要素を中心に比較してみた。

「古老」は「常陸国風土記」を考える上では非常に重要な語であることはいうまでもない。既出論文も多い。しかし、筆録者の抱えていたはずの漢字文化圏の問題、つまり、筆録者がどのような文献を学んで表現を選んできたかという面に対する言及は比較的少ない。本稿ではその筆録の際に下地になったであろう文献を探るべく、なるべく用例を多く示しながら、推測を示していった。

第一節では、「古老」に関する従来説をうけ、「地誌」との比較を試みた。中でも『水経注』を取り上げ、「古老」がどのように表現されているかを示した。

『水経注』にも「古老」は多数見受けられるが、「常陸国風

土記」に見える起源譚の要素は低い。全体として土地の伝承を伝える点は同じであり、「地誌」の要素を学んだ可能性はある。だが、「古老」にまつわる説話には直接の影響関係は指摘できなかった。また、「古老相伝」の全体の使用例の中では早い時期の成立作品であり、中国文学の「古老相伝」という慣用語のあり方は北魏頃から見え始めていると稿者は見ている。

第二節では正史と四書五経に限定して用例を抜粋してみた。まず、正史の「地理志」には「古老」の用例はない。また「古老相伝」の用例は七例（「古老相承」を含めて八例）あり、そのうち場所の伝承を語るのが三（四）例、「瑞」をあかしたり、前兆を伝えるのが二例ある。これらは「常陸国風土記」に多い発祥譚的な要素は薄い。

しかし、用例中、『後漢書』『南蠻伝』注所引『荊州圖』、同義語の「故老」で『後漢書』注所引「湘州營陽郡記・『魏書』崔挺伝（『北史』）、『史記』所引の『括地志』などが、土地の伝承を伝えており、「常陸国風土記」にみられる表現に近いことがわかった。これら注所引の文献は「地誌」に類するものであろう。

第三節では、類書や仏教関係書での傾向を探ってみた。中でも『藝文類聚』『初學記』所収の「○○記」群が最も「常陸国風土記」の「古老」のあり方に近いのではないかと推測した。これは橋本氏の指摘にもある。内容的に「地誌」と思

われる文献が多い。「常陸国風土記」も唐の初頭頃に数多く存在していた「○○記」群の表現方法を学んでいた可能性が高い。稿者は、それらの原文も当時目にできていたのではなかったかと推測している。

また、仏教関係書の『高僧傳』『續高僧傳』や『廣弘明集』『法苑珠林』などにも土地や建物の伝承を伝える「古老相伝」が多い。ただ起源譚的な表現にはなっていない。

本稿では、「常陸国風土記」の「古老」の表現は、正史の本文のような正式文献から得られたのではなく、『括地志』や多数あった「○○記」群などの「地誌」的な文献から導かれたのだと考える。また、六朝頃に生まれた表現ではあるが、正史の注や『藝文類聚』に見られるように、唐の初頭頃に多く見られた表現かもしれない。その後『初學記』に見られるように、「父老」が「相伝」する用例も増えてくる。

また、「○○記」は、地方を記録する文献が多い。国は違えど、やはり地方の風土を文献化するのに、口伝や口承を文字化する段階があったように見受けられる。唐の初頭頃には、その際の表現の類型としてあったようである。「常陸国風土記」の著者は、従来説通り、漢文に精通しており、それら類型を熟知して選び取った表現であると推測している。

〈注〉

※本稿は、成城大学教授・山田直巳氏の御指導による「常陸国風土記」研究会での成果を踏まえ、調査し、まとめたものである。途中、山田氏のご指導をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

※本稿では、台湾の中央研究院のデータベース「漢籍全文資料庫」の検索結果を多く参考にさせていただいたが、各部分それぞれに注は加えなかった。

※注としてあげない本文に関して、『風土記』は新編日本古典文学全集『風土記』（小学館）を用いた。『水經注』は、『水經注疏』上・中・下巻（江蘇古籍出版社）、正史は全て中華書局本、類書は『藝文類聚』（中文出版）・『初學記』（中文出版）、仏教周辺書は『大正新脩大藏經』（大正新脩大藏經刊行會）を用いた。

※中国の文献の引用本文の括弧に付せられる「…」の記号は全て省略した。

- (1) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注・日本古典文学新大系『続日本紀』一（岩波書店）
- (2) 山田直巳「規範としての「古老」―事物起源考（四）―」『国文学ノート』第二二巻
- (3) 折口信夫「風土記の古代生活」『折口信夫全集』第八巻（中央公論社）
- (4) 小島憲之『日本上代文学と漢文学』（塙書房）
- (5) 神尾登喜子「常陸国風土記」地名起源伝承考―「古老相伝」をめぐって―『同志社国文』第三三巻
- (6) 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店）
- (7) 小泉道「古代伝承の用語―（相）伝―「古老」など」『説

話論集 第六集 上代の伝承とその表現』（清文堂出版）

(8) 『尚書正義』十三經注疏整理委員會（北京大學出版社）

(9) 石川忠久・新釈漢文大系『詩経』中（明治書院）

(10) 『史記索隱』所引「廣州記」にも「貪泉」の内容あり。

(11) (A)「楨」は「損」の誤りだとされる。(C)「荊州圖副」は「副」が抜けた本がある。

(12) 橋本雅之「古風土記がめざしたものの―「古老相伝」を手がかりとして」、『上代語と表記』（おうふう）

(13) 矢木沢元『遊仙窟全講』（明治書院）『遊仙窟』の上代における影響関係に関しては前掲（4）に詳しい）

(14) (L)・(M)・(N)の『高僧傳』に関しては吉川忠夫・船山徹訳『高僧傳』四（岩波書店）を参考にした。(I)の『續高僧傳』に関しては吉村誠・山口弘江訳注 新国訳大蔵

経・中国撰述部①―3〈史伝部〉『続高僧傳』I（大蔵経出版）を参考にした。